

(仮称) 万葉の里風力発電事業に係る特定環境影響評価審査書に対する意見

- 1 特定環境影響評価書の作成過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- 2 調査及び予測に係る地点の選定、並びに期間の設定等については、南相馬市の復興計画等に配慮するとともに、その根拠や妥当性をわかりやすく特定環境影響評価書に記載すること。
- 3 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- 4 環境影響の評価に当たっては、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。
- 5 上記の措置を講ずるに当たっては、必要に応じて関係機関等と協議すること。